



継続教育制度基本方針：

IIA 認定資格更新の諸要件

IIA 資格試験諮問委員会 2019年2月公表

目次

1.	はじめに.....	3
2.	資格更新手続き（CPE報告）の要件.....	3
2.1.	年間CPE単位.....	4
2.2.	倫理に関する研修.....	4
2.3.	「基準」への適合.....	5
2.4.	『倫理綱要』遵守の宣誓.....	5
2.5.	単位取得困難による免除.....	6
3.	CPE認定活動.....	6
3.1.	研修プログラム.....	6
3.1.1.	CPE単位の計算方法.....	7
3.1.2.	研修対象分野.....	7
3.2.	その他の認定活動.....	7
3.2.1.	資格取得.....	7
3.2.2.	公表文献の執筆.....	8
3.2.3.	出版物の翻訳.....	8
3.2.4.	講演活動.....	9
3.2.5.	特定分野における専門家としてのボランティア活動.....	9
3.2.6.	外部評価者としての活動.....	10
4.	資格更新手続き（CPE報告）.....	11
4.1.	資格更新料.....	10
4.2.	資格更新手続き（CPE報告）の期限.....	11
4.3.	CPE単位取得または報告の不履行.....	12
5.	CPE単位取得の証拠資料.....	12
5.1.	CPE監査.....	13

1. はじめに

今日のビジネス環境において、組織体のニーズに対応する内部監査人に影響を及ぼす、目まぐるしい変化や新たなリスクが生じています。このため、内部監査人が専門職として、適切なアシュアランスおよびコンサルティング業務を提供するために求められる知識やスキルは絶えず変化しています。「内部監査の専門職的实施の国際基準（基準）」は、自らの職責を果たすために必要な「知識、技能およびその他の能力」を継続的な専門的能力の開発を通じて備えることを求めています。このことは内部監査人が、常に有能な内部監査の専門職であるための能力保持を支援するものです。

IIA認定資格保持者は、継続的に専門能力を開発することが義務付けられています。本資料では、以下のIIA認定資格に関する継続的教育制度（CPE）の要件や資格更新手続き（CPE報告）について説明いたします。

- Certified Internal Auditor®(CIA®：公認内部監査人)
- Certification in Control Self-Assessment®(CCSA®：内部統制評価指導士)
- Certified Government Auditing Professional®(CGAP®：公認公的部門監査人)
- Certified Financial Services Auditor®(CFSA®：公認金融監査人)
- Certification in Risk Management Assurance®(CRMA®：公認リスク管理監査人)
- Qualification in Internal Audit Leadership®(QIAL®)

2. 資格更新手続き（CPE報告）の要件

IIAは、資格保持者に対し、本資料で説明されている諸要件を満たし、毎年資格更新手続き（CPE報告）をおこなうことを求めています。資格更新手続き（CPE報告）は、それぞれの資格保持者が内部監査実務への従事、非従事、または退職者であるかによって異なります。退職者については、資格更新手続き（CPE報告）が免除されています。退職された方は、IIAが提供する認定資格受験者管理システム（CCMS）を通じて資格のステータスの変更手続きをおこなう必要があります。

資格のステータスを「有効（Active）」とし続けるためには、以下のことが必要です。

- 毎年、必要なCPE単位を満たすための活動を実施したことの宣誓。
- 毎年、2時間以上の倫理研修を受講し、実施したことの宣誓。
- IIAの『基準』への適合の宣誓。
- 『倫理綱要』遵守の宣誓。

これらの要求事項および履行困難な場合の免除申請に関する詳細は、以下をご確認ください。

2.1. 年間CPE単位

CPEの年間必要単位は、保持資格、内部監査実務への従事・非従事により異なります。

内部監査実務	定義	資格称号の使用	年間CPE 単位CIA	年間CPE 単位 CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
従事	内部監査実務に従事している	可	40	20
非従事	内部監査実務に従事していない	可	20	10

複数の資格保持者は、CCSA、CGAP、CFSA、CRMA、QIALで取得したCPE単位を、CIAで求められるCPE単位の一部として適用することができます。例えばCIAとCRMAの両方を保持する方で、40単位に相当する内部監査とリスク・マネジメントのアシュアランスに関する研修を修了すれば、その単位はCIAとCRMA両方のCPE要件を満たすために適用することができます。但し40単位（または20単位）以上の単位を取得した場合、超過した単位を翌年のCPE単位に繰り越すことはできません。

研修プログラムの内容、CPE単位の計算方法、適用カリキュラム、および資格保持者がCPE単位を取得するその他の活動については、以下に示されるCPE認定活動をご参照ください。

- ※ 報告対象期間の半分以上が「内部監査実務に従事」に該当する場合は「従事」、それ以外は「非従事」となります。
- ※ 資格取得後、はじめて報告される方は、資格取得年を含む3年目が最初の報告対象年となります。（例：2020年中に資格認定された方：2022年が初回報告年）

2.2. 倫理に関する研修

PCB(Professional Certifications Board/IIA 認定資格諮問委員会)は、資格保持者が、毎年2時間以上の倫理に関する研修を修了することをCPEの要件としています。倫理研修で取得した単位は、年間CPE単位の一部として適用することができます。IIAは特定の倫理研修プログラムを指定していませんが、毎年、報告期限内に修了することを求めています。CPEの要求事項である倫理研修は、利益相反、透明性、倫理的指導といった、より広いテーマを対象とすることができます。IIAの専門職倫理責任委員会と協力して、PCBは、以下のトピックおよび研修コースを例として示しています。IIAの倫理綱要に関連するテーマであれば、下記以外の研修コースも対象とすることができます。

- ※ 日本内部監査協会では毎年、会員を対象とした「倫理」に関する研修を集合研修またはeラーニングにより開催しております。

対象となる倫理研修コースの例：

- IIAの倫理綱要（およびその構成要素）
- 組織体のための倫理綱要の策定（内部監査部門内ではなく）
- 倫理的ジレンマの解決方法
- 倫理的意思決定
- 倫理文化
- 倫理ヘルプデスクまたはホットライン
- コーポレートガバナンスにおける倫理の役割
- 組織体の倫理プログラム
- 組織的倫理成熟度モデル
- 組織体の倫理プログラムの監査手法

倫理要件を満たしていない研修コースの例：

- 特定のコンプライアンスに重点を置いた研修
- セキュリティ法やインサイダー取引規制
- 医療費請求要件
- IPPFの実践
- 倫理担当役員との協働

2.3. 「基準」への適合

PCB(Professional Certifications Board/IIA認定資格諮問委員会)は、資格保持者が「基準」を含むIIAの「専門職的实施の国際フレームワーク (IPPF)」の「必須のガイダンス」について認識し、理解することを求めています。さらにIIAは、資格保持者に対し、「基準」に関連する教育研修プログラムの受講を推奨しています。資格保持者は「基準」を毎年見直し、「基準」に従って内部監査業務を実施しているかどうかを自己判断し、その適合または不適合をIIAに報告しなければなりません（ただし「基準」への不適合は、直ちに資格のステータスの変更を意味するものではありません）。

※ 日本内部監査協会では毎年、会員を対象とした「基準」に適合した研修を集合研修またはeラーニングにより開催しております。

2.4. 『倫理綱要』遵守の宣誓

資格保持者は、IIAの倫理綱要を遵守しなければならず、違反行為がある場合は必ず報告しなければなりません。具体的には、毎年、以下のことについて宣誓することが求められます。

- IIAの倫理綱要を遵守すること
- IIAの社会的評価を損なう行為をしないこと
- 倫理に関する最低2CPE単位の研修を修了していること
- 報告以前に有罪判決を受けた犯歴がないこと（資格保持者は、過去の犯歴について記載することも義務付けられています）

2.5. 単位取得困難による免除

履行困難の正当な理由がある場合には、IIA認定資格諮問委員会により要求事項の一部または全部に対する免除が認められる場合があります。履行困難による適用免除については、状況を裏付ける資料の提出が必要です。免除を請求する資格保持者は、資格更新手続きの前にIIAに申請する必要があります。免除を申請する方は、CPE報告期限までに、CCMSを通じて報告してください。

3. CPE認定活動

IIAは資格保持者が、質の高い研修プログラムを通じて、継続的専門能力の要求事項を満たし、高度な専門職を維持することを求めています。取得する各CPE単位は、PCBによって設定されたガイドラインに準拠していることが必要です。

3.1. 研修プログラム

資格保持者がCPE単位を取得するうえで、有効な方法の一つが研修プログラムの受講です。研修プログラムの受講により、必要とされる年間CPE単位すべてを満たすこともできます。そのため、IIA認定資格諮問委員会は受講する研修プログラムが質の高い内容であるための要件を設定しています。詳細につきましては、以下の事項をご確認ください。

- 資格保持者の専門能力開発に貢献するもので、主催団体による正規の研修プログラムであること。
- 当該研修プログラムが達成しようとする知識レベル、またはプログラム修了時に獲得できる能力のレベルなどが明らかにされているなど、研修目標が明確であること。【推奨】
- 教育レベルまたは実務経験等、受講対象が明確であること。(例：内部監査初心者、管理者向け、等)【推奨】
- 当該研修内容の専門家や、内容に精通した講師により実施されるプログラムであること。
- 最新の研修内容であること。
- プログラムの修了または参加を証明する資料(例：修了証明書、等)および付与されるCPE単位(受講時間等)が識別可能な資料があること。

前述の要件に適合すると思われる事例として以下の研修プログラムが挙げられます。

- 各国や地域の監査または会計専門団体が主催する研修会やカンファレンス
- 日本内部監査協会などIIAの国別代表機関が実施する講習会や大会
- 本研修プログラムの要件に適合した正式な社内研修プログラム
- 業種別または専門分野の団体等が主催する研修プログラム
- 大学が主催する内部監査関連専門コース(学位取得のためのコースは対象外)
- 本研修プログラムの要件に適合した、内部監査に関連する正式な通信および自己学習プログラム(修了証明書等、プログラムの修了または参加を証明する資料があることが条件)

3.1.1. CPE単位の計算方法

CPE単位は、実際の受講時間を基本として、50分間 = 1 CPE単位で計算されます。ただし当該研修プログラムが50分未満の場合、10分または25分単位で計上することが可能です。また上記の50分未満の研修プログラムによるCPE単位は積算することが可能です。

例：50分 = 1CPE単位 / 25分 = 0.5CPE単位 / 10分 = 0.2CPE単位

3.1.2. 研修対象分野

各保持資格の専門分野に関する研修プログラムを受講してください。継続教育を受けるべき関連する科目については各資格試験のシラバスをご参照ください

3.2. その他の認定活動

資格保持者は、以下のCPE認定活動*を通じてCPEを取得することもできます。

- 資格取得
- 公表文献の執筆または寄稿
- 公表文献の翻訳
- 講演活動
- 監査等専門団体におけるボランティア活動
- 外部評価者（内部監査の品質評価）としての活動

各活動のCPE単位についての詳細は、以下をご参照ください。

*（注）本資料に記載されていない個別の活動については、各資格保持者ご本人が専門職として、PCBが示す本趣旨への適合性を判断し、適切にCPE単位を計算してください。これらを自ら判断し、その適合性を証明することは資格保持者としての責務です

3.2.1. 資格取得

資格取得	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
IIA 認定資格取得による CPE 単位付与		
- IIA認定資格取得年	40	20
- IIA認定資格取得の翌年	40	20
IIA 認定資格以外の会計または監査関連専門資格取得による CPE 単位付与（例：公認会計士、米国公認会計士、英国勅許公認 会計士、不正検査士、等） ※複数パートの科目に分かれているものについては、1科目合 格につき10CPE	10	10
（注） IIA 認定資格以外の資格取得における積算上限単位	40	20

3.2.2. 公表文献の執筆

執筆または寄稿する対象文献は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献であることが要件となります。CPEの対象となる「公表文献」は4つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能なCPE単位には制限があり、また「公表文献」カテゴリ全体としてのCPE単位にも制限があります。

※ 複数の方による執筆または寄稿の場合、ご自身が記載された文字範囲のみが対象となります。

公表文献	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. 公刊書籍の執筆または寄稿 (A4/1,000~1,600文字で2単位)	25	10
2. 記事の執筆または寄稿 (A4/1,000~1,600文字で2単位)	15	6
3. IIA認定資格試験の設問提供 (IIAにより正式に承認された設問ごとに1CPE単位) [英語による提出]	10	5
4. QIALのケーススタディーの承認 (QIALのケーススタディーの承認毎に10CPE単位)	20	10
(注) 公表文献に関する積算上限単位	25	10

3.2.3. 出版物の翻訳

公表文献の翻訳は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献である場合は、CPEの対象となります。内部監査に直接関係のない論文や文献の翻訳については、これらの活動が内部監査の熟達した専門的能力の開発に寄与することを証明できる場合は適用が可能です。CPEの対象となる「翻訳」は2つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能なCPE単位には制限があり、また「翻訳」カテゴリ全体としてのCPE単位にも制限があります。

※ 複数の方による翻訳の場合、ご自身が翻訳された文字範囲のみが対象となります。

公表文献の翻訳	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. 公表文献の翻訳 (英文200単語あたり1CPE単位)	25	10

2. IIAの補足的ガイダンス（例:プラクティス・ガイド、GTAGなど）、調査報告書、記事、ブログの翻訳（英文200単語あたりの1CPE単位）	15	6
（注）公表文献の翻訳に関する積算上限単位	25	10

3.2.4. 講演活動

講演活動（セミナー、カンファレンス、社内トレーニングなど）を行う資格保持者は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する講演内容である場合は、CPEの対象となります。資格保持者は、講演時間の50分ごとに1CPE単位が付与され、講演時間の3倍に相当する準備時間をCPE単位の対象とすることができます。例えば、50分間の講演を行う場合、講演自体に1単位、準備時間分として別途3単位、合計4単位が付与されます。当該講演を別の機会に実施する場合は、講演時間のみ対象とすることができます。

講演活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1 初回の講演 （講演時間＋準備時間）	25	10
2 2回目以降の講演 （講演時間のみ適用）	5	2
（注）講演活動に関する積算上限単位	25	10

3.2.5. 特定分野における専門家としてのボランティア活動

IIA国際本部の委員会メンバー活動、QIAL評価者またはパネリスト、IIAグローバル・ガイダンス策定活動、IIA認定資格試験翻訳品質レビューなど、の活動を通じてCPE単位を取得できます。これらの活動は4つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能なCPE単位には制限があり、また「特定分野における専門家としてのボランティア活動」カテゴリ全体としてのCPE単位にも制限があります。

IIA 国際本部または IIA 国別代表機関、専門団体における委員会活動等	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. IIA国際本部の理事会または委員会、IIAや日本内部監査協会（IIAJapan）など国別代表機関や内部監査に関連する専門団体における理事会または委員会活動（50分に対し1CPE単位）	15	10
2. IIA国際本部のグローバル・ガイダンス策定活動（IPPFの補足的ガイダンス策定ごとに1CPE単位）	10	5
3. IIAが実施する試験翻訳の品質レビュー活動（50分に対し1CPE単位）	20	10
4. QIAL受験監督業務（IIAによる正式な指名が前提）		
- Portfolio of Professional Experience (PPE) の評価業務（1件ごとに1/2CPE単位）	20	10
- ケース・スタディ評価業務（1件ごとに1/2CPE単位）	20	10
- QIALプレゼンテーション評価業務（プレゼンテーション1件ごとに1CPE単位+インタビューごとに1CPE単位）	20	10
（注）IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等に関する積算上限単位	20	10

3.2.6. 外部評価者としての活動

外部評価者（内部監査の品質評価）としての活動に対してCPE単位が付与されます。CPE単位は、オンサイトでの実働時間のみが対象となり、事前準備や報告書作成などに有した時間は対象となりません。CPE単位には、カテゴリごとに付与される単位、また「外部評価者としての活動」カテゴリ全体としてのCPE単位にも制限があります。

外部評価者としての活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1 IPPFが定義する内部監査活動の自己評価と独立した 検証	5	5
2 「フル外部評価」（評価先での活動が1週間）	10	5
3 「フル外部評価」（評価先での活動が2週間）	20	10
（注）外部評価者としての活動に関する積算上限単位	20	10

4. 資格更新手続き（CPE報告）

資格保持者（内部監査実務に従事および非従事のいずれも）は、毎年、保持資格を維持するための資格更新手続き（CPE単報告）が求められます。この手続きは、CPEに関する要求事項がすべて満たされている旨を宣誓する手続きです。複数の資格保持者は、保持資格ごとに、それぞれ資格更新手続き（CPE報告）をおこなう必要があります。本手続きでは、活動内容を証明する各資料の提出は必要ありません。各資格保持者は、あらかじめ指定された方法で、各国代表機関を通じて資格更新手続き（CPE報告）をおこなってください。

資格更新手続き（CPE報告）を適切におこなうことは、全資格保持者の責務です。前述のとおり、資格保持者はCPEの対象活動の実施報告に加えて、「基準」への適合状況、IIAの倫理綱要に適合していることを本手続きで明らかにしなければなりません。

4.1. 資格更新料

資格更新料は、（IIA-個人会員）入会状況、保持資格、および登録国によって異なります。（日本で受験登録された資格保持者は、日本内部監査協会が設定する資格更新料が適用されます。）

4.2. 資格更新手続き（CPE報告）の期限

当該年の資格更新手続き（CPE報告）は毎年12月31日までに完了しなければなりません。IIAは、本文書に概説された要件を満たした資格保持者に対して、履行証明書を発行します。

日本で受験登録された資格保持者は、毎年12月10日までに必ず日本内部監査協会での資格更新料の支払いに関する所定の手続きを完了してください。その後、別途、CCMSでのお手続きが必要になります。

- ※ 資格の復帰手続きをされる場合は、復帰される年の必要単位を取得してからお申込みください。
- ※ 前年の資格更新をされていない方は、前年分のみの更新のお申込みも可能です。

2020年の報告対象期限と更新期限

- 2018年にIIA国際認定資格に認定をされ初回報告となる方
 - 報告対象期間：2020年1月1日～2020年12月10日
- 2回目以降の方
 - 報告対象期間：2019年12月11日～2020年12月10日
- 日本内部監査協会への支払い期限：2020年12月10日
- CCMSでの手続き期限：2020年12月31日

4.3. CPE単位取得または報告の不履行

必要なCPE単位が不足している場合は、資格更新手続き（CPE報告）をおこなうことができません。必要単位が満たされている場合にのみ、手続きをおこなってください。

毎年、定められた期限までに資格更新手続き（CPE報告）を完了できない場合、自動的に資格のステータスが「資格停止の猶予期間〔Inactive(Grace-period)〕」となります。その後さらに12ヶ月以上、「資格停止の猶予期間〔Inactive(Grace-period)〕」状態が経過した場合は、自動的に資格のステータスが「資格停止〔Inactive〕」となります。資格のステータスを「有効（Active）」に復帰する方法は以下の通りです。

「資格停止の猶予期間〔Inactive(Grace-period)〕」：

本ステータスとなった方はCCMSから通知を受けます。このステータスの資格保持者は、資格保持者であると名乗ることはできません。「資格停止の猶予期間〔Inactive(Grace-period)〕」から「有効（Active）」となるためには、まず前年分の資格更新手続き（CPE報告）を完了する必要があります。上記で資格更新手続き（CPE報告）に必要な前年の単位が取得できない場合は、次年の活動分で補足することができます。ただし、一度適用したCPE単位は年を跨いで、重複して使用することはできませんのでご注意ください。

「資格停止〔Inactive〕」：

本ステータスとなった方はCCMSから通知を受けます。このステータスの資格保持者は、資格保持者であると名乗ることはできません。「資格停止〔Inactive〕」から「有効（Active）」となるためには、復帰する前年のCPE単位を満たしたうえで、「復帰手続き」の実施および「復帰手数料」を支払う必要があります。上記で資格更新手続き（CPE報告）に必要な前年の単位が取得できない場合は、次年の活動分で補足することができます。ただし、一度適用したCPE単位は年を跨いで、重複して使用することはできませんのでご注意ください。

5. CPE単位取得の証拠資料

前述のとおり、CPE 単位取得の証拠資料（例：研修プログラムの修了証明書など）は、資格更新手続き（CPE 報告）時に提出する必要はありません。ただし、CPE 単位取得の証拠資料は、少なくとも3年間保管し、IIAの要請があれば、いつでも提出できるよう自己管理をお願い致します。CPE 単位取得の証拠資料には以下の情報が求められます。

- 参加プログラムの名称及び内容の説明
- 受講日または参加日
- 実施された場所
- 主催者名
- 主催者より指定されている CPE 単位（または CPE 単位の根拠となる受講時間等）
- 修了証明書、受講証明書、またはその他、活動内容を証明できる資料
- 公表文献、講演活動、委員会参加、その他活動参加を証明できる資料

5.1. CPE監査

毎年、IIAより指名された資格保持者に対し、「CPE監査」が実施されます。指名されたCPEAUDIT対象者は、IIAにCPE単位取得の証拠資料を提出する必要があります。定められた期限内に資料提出がなかった、または必要要件が満たされていないと認められた資格保持者は、自動的に資格のステータスが「資格停止の猶予期間〔Inactive(Grace-period)〕」となり、資格保持者であることを名乗れなくなります。但し、この対象者には6ヶ月の猶予期間が与えられ、その間に不足している単位を取得することが認められます。証拠資料を改ざんや、倫理に反する行為が判明した場合、IIAの倫理委員会による更なる調査が実施されます。

以上